破産手続における保全管理命令

平成２１年（フ）第１２７７２号
東京都中央区築地５丁目２番１号
債務者　原由商事株式会社
1　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　弁護士　中野　辰久
平成21年７月15日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２１年（フ）第２１０号
釧路市昭和中央１丁目23番４号
債務者　渋谷　正己
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅地　　理
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月２日午後４時20分
6　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第８６号
北海道滝川市新町１丁目11番９号
債務者　堀内　　登
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後３時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神戸　俊昭
4　破産債権の届出期間　平成21年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月５日午後３時
6　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第３８１号
埼玉県川越市大仙波323―２　コスモトピアＶｏＬⅡ―202、住民票上の住所埼玉県川越市稲荷町22番地45
債務者　田口　　淳
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　静夫
4　破産債権の届出期間　平成21年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月29日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成21年９月８日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１３８号
茨城県つくば市稲荷前10番地６　サンライフ藤下Ｂ―205、住民票上の住所茨城県土浦市板谷７丁目632番地５
債務者　入江　静男
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　　環
4　破産債権の届出期間　平成21年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１５４号
茨城県つくば市観音台１丁目24番地15　エルディム加藤206号
債務者　清水　安明
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福岡　秀哉
4　破産債権の届出期間　平成21年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午後３時
6　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第１８０号
三重県鈴鹿市神戸２丁目18番２号
債務者　磯部　純一
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　降簱　道男
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月９日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８１号
三重県鈴鹿市神戸２丁目18番２号
債務者　磯部　茂子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　降簱　道男
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月９日午前10時10分
6　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第４６５号
岡山市北区新屋敷町１丁目８番26―１号
債務者　片山　卓也
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加瀬野忠吉
4　破産債権の届出期間　平成21年９月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月15日午前11時
6　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３７８号
茨城県鉾田市大戸576番地
債務者　小沼　　誠
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　　昭
4　破産債権の届出期間　平成21年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第９７号
沖縄県うるま市字高江洲574番地　メゾンサンコート103
債務者　上江洲安雄
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大井　　琢
4　破産債権の届出期間　平成21年８月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年９月25日午前９時30分
6　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２１年（フ）第３８号
富山県黒部市荒俣984番地６
債務者　朝日　正章
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋爪健一郎
4　破産債権の届出期間　平成21年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第１９００号
愛知県愛知郡長久手町五合池1122番地
債務者　松本　春男
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　　崇
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９０１号
愛知県愛知郡長久手町五合池1122番地
債務者　松本　郁子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀田　　崇
4　破産債権の届出期間　平成21年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成21年10月20日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部